

中華人民共和国国家基準

工業企業境界線における騒音基準

Standard of noise at boundary of industrial enterprises

GB 12348 - 90

本基準は《中華人民共和国環境保護法》及び《中華人民共和国環境騒音汚染防止条例》を徹底させ、工業企業境界線における騒音被害を抑える為に制定されたものである。

1、基準の適用範囲

本基準は工場及び騒音をもたらす恐れのある事業体に適用される。

1.1 基準値

各種類地域における境界線における騒音の基準値は下表の通り：

等效騒音レベル L_{eq} [dB(A)]

分類	昼間	夜間
	55	45
	60	50
	65	55
	70	55

1.2 各類基準の適用対象範囲

- 1.2.1 類の基準は居住区及び文教地区を中心とする地域に適用される。
 - 1.2.2 類の基準は居住・商業・工業混在地区及び商業中心地に適用される。
 - 1.2.3 類の基準は工業地区に適用される。
 - 1.2.4 類の基準は交通幹線道路脇の地域に適用される。
 - 1.2.5 各類基準の具体適用対象範囲は、地方自治体により指定される。
- 1.3 夜間に頻発する突発的騒音(排気騒音など)は、そのピーク値が標準値 10dB(A)，夜間に偶然発生する突発的騒音(警笛音など)は、そのピーク値が 15dB(A)を超えてはならない。
- 1.4 本基準の昼間・夜間時間は、地方自治体が地域の習慣及び季節の変化に基づき決定する。

2、引用基準

GB 12349 製造業界の騒音測定方法

3、監視測定方法

GB 12349 に基づき執り行なう。

追加説明

本基準は国家環境保護局から提出されたものである。

本基準の説明義務は国家環境保護局が負う。

本基準の主要起草人は郭静男、朱煜光、郭秀蘭、陳光華、朱建平である。